

第 2 9 回 農業委員会総会議事録

令和元年 1 1 月 2 5 日開会

中標津町農業委員会

令和元年11月25日、第29回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

2番	田	中	洋	希
3番	竹	村		聡
4番	武	田	健	治
5番	田	中	世	一
6番	瀧	本	和	男
7番	須	崎		智
8番	上	原	房	子
9番	和	泉	光	広
10番	後藤	田	宏	幸
11番	高	橋	正	一
12番	赤波	江	信	二
13番	國	光	達	男
14番	小	林		亨
15番	中	村	正	生
16番	笠	原	康	博
17番	氏	家	康	夫
18番	本	田	信	幸

本日欠席した委員

1番	長谷川	孝	二
----	-----	---	---

附議した案件

- (イ) 議案第 1 6 0 号 現況証明願いについて
- (ロ) 議案第 1 6 1 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ハ) 報告第 8 1 号 農地法第 4 条許可書の交付について
- (ニ) 議案第 1 6 2 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について

本日出席した職員

事 務 局 長	坂 井 一 文
庶 務 係 長	岩 崎 敏 巳
係	本 田 文 子

(開 会 1 0 時 3 0 分)

議 長 定刻になりました。

ただいまの出席委員は、1 7 名でございます。

定足数に達しておりますので、会議は成立致します。

ただ今から、第 2 9 回中標津町農業委員会総会を開会致します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程 1 「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。

会議規則第 2 4 条第 2 項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

1 4 番、小林 亨。

1 5 番、中村 正生。

以上、2 名を指名致します。

日程 2 「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 1 0 月 2 5 日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと存じます。はじめに、1 1 月 7 ・ 8 日の 2 日間の日程で、農業委員道内視察研修を実施し、会長含め農業委員 5 名と事務局 2 名で清水町を訪問しました。株式会社十勝清水フードセンターの食肉加工施設及び十勝清水町農業協同組合にんにく乾燥貯蔵施設の視察を行い、取り組み内容についての説明を受けました。次に、1 1 月 1 9 日北海道農業会議と根室地方農業委員会連合会の共催により、令和元年度根室地区農業委員等研修会が、標津町文化ホールを会場として、1 市 4 町の農業委員と事務局員約 5 5 名の参加により開催され、本町からは会長含め農業委員 1 3 名と事務局 2 名が参加しております。研修会では、「農業・農業委員会を取り巻く情勢」や、「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部改正について」など、北海道農業会議から説明を受け、その後、1 市 3 町の会長・会長代理・事務局長による根室地方農業委員会連合会会長・事務局長会議が開催され、「令和元年度義務外負担金について」、「全国農業委員会会長代表者集会

における要請項目について」などの協議を行ない、承認されております。なお、会議終了後は、農業委員、事務局相互の意見交換の場として交流会が行なわれました。最後に、11月22日総合文化会館におきまして、第42回中標津町表彰式が開催され、会長が出席しております。
以上で会務報告を終わります。

議長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第160号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 赤波江委員。

赤波江委員 上程になりました議案第160号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。3ページをお開きください。
(1) 1、申請人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積37,155㎡、利用状況、山林。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は、4ページのとおりで。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
当該地は農業振興地域内の農用地となっており、公簿が畑ですが、現況が山林であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和元年11月20日に第1地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第161号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。
(1)から(6)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第161号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)から(6)について、説明いたします。

なお、(1) から (6) は譲渡人が同一なことから一括して説明いたします。

6 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人、北海道農業公社、理事長、竹林 孝。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 42,319 m²、利用目的、牧草畑。ほか6筆、畑 143,048 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。10,153,000 円。6、資金調達方法。スーパーL資金 10,100,000 円、自己資金 53,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m²、採草放牧地、〇〇〇〇m²、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、12 ページのとおりです。7 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 35,238 m²、利用目的、牧草畑。ほか1筆、畑 77,921 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。5,153,000 円。6、資金調達方法。スーパーL資金 5,100,000 円、自己資金 53,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m²、採草放牧地、〇〇〇〇m²、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、12 ページのとおりです。8 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社、〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 2,094 m²、利用目的、牧草畑。ほか3筆、畑 66,352 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。4,032,000 円。6、資金調達方法。スーパーL資金 4,000,000 円、自己資金 32,000 円。7、譲受人の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m²、採草放牧地、〇〇〇〇m²、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、12 ページのとおりです。9 ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 41,596 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受する

もの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。2,870,000 円。6、資金調達方法。スーパーL資金 2,800,000 円、自己資金 70,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地、〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、12ページのとおりです。10ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 38,201 ㎡、利用目的、牧草畑。ほか3筆、畑 84,670 ㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。5,599,000 円。6、資金調達方法。スーパーL資金 5,500,000 円、自己資金 99,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、12ページのとおりです。11ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 37,281 ㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。2,287,000 円。6、資金調達方法。スーパーL資金 2,200,000 円、自己資金 87,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、12ページのとおりです。

この6件につきましては、平成26年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程５、報告第８１号「農地法第４条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 庶務係長。

庶務係長 報告第７３号「農地法第４条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第４条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。１４ページをお開きください。
許可日、令和元年１０月２５日付。
(１) １、当事者の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
２、土地の表示。〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 37,372 ㎡。３、許可期間は令和元年１０月２５日から永年となっております。１５ページをお開きください。
許可日 令和元年１０月２５日付。
(２) １、当事者の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
２、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 34,251 ㎡。他１筆、畑 39,445 ㎡。３、許可期間。令和元年１０月２５日から永年となっております。１６ページをお開きください。
許可日、令和元年７月２５日付。
(３) １、当事者の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社、〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。
２、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 19,246 ㎡。３、許可期間は令和元年１０月２５日から永年となっております。１７ページをお開きください。
許可日、令和元年１０月２５日付。
(４) １、当事者の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
２、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 36,836 ㎡。他２筆、畑 39,710 ㎡。３、許可期間は令和元年１０月２５日から永年となっております。１８ページをお開きください。
許可日、令和元年１０月２５日付。
(５) １、当事者の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
２、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 6,615 ㎡。３、許可期間は令和元年１０月２５日から永年となっております。
以上、報告いたします。

議 長 以上で報告を終わります。
日程５６、議案第１５９号「農地法第６条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報

告による要件の確認について」を上程致します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 庶務係長。

庶務係長 上程になりました、議案第162号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。20ページをお開きください。
令和元年度分といたしまして、〇〇〇〇 〇〇〇〇、以上1件の提出がありました。
令和元年11月1日以降に受理した報告書でございまして、
記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。
以上報告いたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本件は承認されました。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第29回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉 会 10時55分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 1 1 月 2 5 日

会 長 _____

1 4 番 _____

1 5 番 _____